

在日韓国人の相続問題

-何が問題となるのか？-

在日総合サポート行政書士事務所
(韓国戸籍翻訳センター)
行政書士 鄭 相憲(チョン サンホン)
2014.6.20
大阪府行政書士会 大会議室

日本における在日韓国籍・朝鮮籍の人口構成

外国人総数	2,325,608人	100%
韓国・朝鮮籍	549,795人	24%
(うち特別永住者)	369,249人	韓国・朝鮮籍の67%
大阪府在住	118,396人	韓国・朝鮮籍の22%
(大阪市)	75,195人	大阪府在住の64%
(生野区)	25,767人 (生野区民の20%)	大阪市在住の34%
帰化者数過去	173,952人 (1994～2013年の20年間)	348,774人 (1952-2013年)

(2013年12月法務省在留外国人統計)

●潜在的な在日 : 在日韓国人の80-90%が日本人と結婚

☞過去10年で9万人(毎年1万人近くが日本人と結婚している。その子供たちのほとんどが日本国籍)

■ 在日韓国人の相続関係人☞その数は決して少なくない

①韓国籍・朝鮮籍 ②帰化者 ③在日と結婚した日本人

④在日と結婚した日本人の子供達 ⑤韓国内の親族

在日韓国人の相続に関する複雑な問題

- ① 死亡者が韓国籍の場合、韓国の相続法が適用されることを知らない。
- ② 相続人の範囲と法定相続分は日本と異なる⇒遺産分割協議時に注意
- ③ 遺言書を作成する時、日本法を準拠法とする旨の記入する必要がある。
- ④ 韓国にも相続財産がある。韓国内の相続財産を探せないでいる。
- ⑤ 韓国の家族関係登録簿(戸籍)に婚姻・出生・死亡等の記録がない。
- ⑥ 韓国戸籍に前妻とその子供だけが記載されている。(日本にも妻子がいる)
- ⑦ 韓国にも相続人がいたり、北朝鮮に帰国した家族もいる。
- ⑧ 在日韓国人と結婚した日本人や帰化者は韓国の親族と全く疎遠である。
- ⑨ 韓国の親族と親交がなく母国語ができない。生活基盤が完全に日本にある。
- ⑩ 戸籍がないのを利用して韓国の親族が相続財産を侵奪してしまう。



相続や帰化手続にも支障が生じている！

相続手続での注意事項



- ① 相続は被相続者の国籍の本国法による。
- ② 日韓の相続法は大きく違う。
- ③ 相続人の範囲と法定相続分には特に注意が必要。
- ④ 相続放棄は日韓両国でする必要もある。
- ⑤ 北朝鮮にも韓国にも相続人がいると厄介。
- ⑥ 韓国内にも忘れている相続財産があると想定する。
- ⑦ 戸籍整理されていないと相続人がわからない。
相続人の特定は戸籍と外国人登録原票で照合する



在日韓国人が亡くなった場合の相続の準拠法について ☞ 原則本国法である韓国法が適用

- ◆ 日本の国際私法である「法の適用に関する通則法」36条によって、被相続人の本国法である韓国民法が適用されることになる。
 - ◆ **亡くなった人が韓国籍なら韓国法を適用。**
相続人が全員が日本籍でも韓国法が適用される。
韓国の国際私法を見ると、日本の国際私法と同様、第49条に「被相続人の本国法による」との規定がある。被相続人の国籍によって準拠法が違うことを認識しておくことが必要。
 - ◆ 遺言で「**日本の財産については日本法を適用する**」旨の文言があれば、日本法を適用して相続手続をすることになる。
- * 韓国の相続財産にも日本法を適用するとなると、韓国の金融機関は日本法を知らないので難色を示す。本部に照会するので日数がかかる。



北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)公民を自認する人が亡くなった場合 日本法が準拠法

- ◆ 日本居住の在日は南地域出身者がほとんどであり、韓国に戸籍を持っている。
- ◆ 国籍「朝鮮」は微妙な立場＝朝鮮民主主義人民共和国公民とは限らない。
外国人登録上の国籍「朝鮮」という記載はかつて日本の領土であった朝鮮半島から来日した朝鮮人を示す用語(日本法務省見解)
- ◆ 在日は韓国籍・北朝鮮籍の二つの国籍を選択できる立場にあった。
両国政府が自国民であることを認定。「当事者に最も密接な関係がある国」(法適通則38条1項)
- ◆ 帰属意識が北朝鮮にある者(朝総連)は日本法を準拠法とできる。
「不動産相続には相続財産の所在する国の法律を適用し、動産相続には被相続人の本国法を適用する。但し、外国に住所を有する共和国公民の動産相続には被相続人が最後に住所を有していた国の法律を適用する。」(北朝鮮の国際私法対外民事関係法45条1項)
- ◆ 日本で生活していた在日北朝鮮人は、日本の不動産を所有しているだろうし、日本に住所を有しているので、ほとんどの場合が日本法を適用するケースになる。

遺産分割協議 相続範囲と相続分に注意

- ◆ 遺産分割協議書も韓国法が適用される。
 - * 銀行所定の遺産分割協議書があればそれを使用し他の財産の秘密を守る。
- ◆ 必ず(「その他の財産はXXが相続する」とは別に)「**韓国に相続財産があった場合には〇〇(永住者又は日本国籍者)が相続する**」と入れておくこと。
(永住者又は日本国籍者でなければ相続しても全額を韓国から持ち出せないから)
- ◆ 在日の場合お墓やその山は共同名義が多く法定相続分で登記されている場合がある。預金通帳が韓国の貸金庫にあることもある。
- ◆ 戸籍、家族関係証明書と外国人登録原票の写し(実態と一致していることが多い)を照合して、**家族の中に相続人漏れがないか確認すること。**
- ◆ 相続人の範囲や法定相続分が日本法と違う。特に子供も両親もない**配偶者だけの場合、配偶者が単独相続する。兄弟姉妹は相続人とはならない**ので遺産分割協議はいらない。



相続人の順位と広い範囲

☞ 配偶者と直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹、4親等以内

韓国 民法	日本 民法
<p>① 配偶者と被相続人の直系卑属(子、孫、曾孫等) ・子の全員が相続放棄すれば孫が相続人となる。 ・相続放棄した者の配偶者は代襲相続できない。</p> <p>② 配偶者と被相続人の直系尊属(父母、祖父母等)</p> <p>③ 配偶者の単独相続</p> <p>④ 被相続人の兄弟姉妹 ・直系卑属、直系尊属、配偶者もない時 ・自然血族・法定血族(養子)、父系母系を問わない</p> <p>⑤ 被相続人の4親等内の傍系血族 ・3親等の傍系血族(叔父叔母、甥姪) ・4親等の傍系血族 (いとこ、兄弟姉妹の孫等) ・父系母系問わない</p> <p>◆ 最近親を先順位とする。同親等間は共同相続人</p>	<p>① 配偶者と被相続人の子</p> <p>② 配偶者と被相続人の直系尊属</p> <p>③ 配偶者と被相続人の兄弟姉妹</p> <p>被相続人の4親等内の傍系血族は相続人にならない</p>



配偶者の地位に注意

☞ 配偶者と兄弟姉妹は両立しない。代襲相続もする。

韓国 民法

◆常に相続人

◆法律上の配偶者でなければならない。

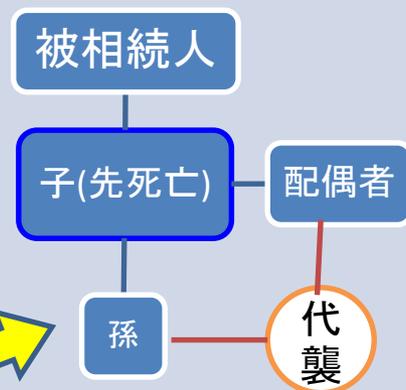
◆被相続人の直系卑属・直系尊属がいる場合には同順位で共同相続人になる。

◆被相続人の直系卑属・直系尊属もない時は**単独相続人になる**。(兄弟姉妹、4親等内の傍系血族がいても配偶者だけが相続人となる)

◆相続開始前に死亡、相続欠格となった者(被代襲者)の配偶者は、**直系卑属と同順位で代襲相続する**。同順位の直系卑属がない場合には単独で代襲相続する。

日本 民法

◆被相続人の**兄弟姉妹とともに相続人になる**
単独相続しない



◆子が死亡している場合孫が代襲相続するが**被代襲者の配偶者には代襲相続権はない**



法定相続分① 配偶者は半分ではない！

法定相続分	韓国 民法	日本 民法
<p>① 直系卑属 と 配偶者</p>	<p>◆被相続人の直系卑属(子・孫・曾孫・玄孫) ◆配偶者は直系卑属の5割増 (代襲相続した配偶者とその子間でも同様)</p> <p>☆子供が多いほど配偶者への分配は減少 例) 子供二人と配偶者 1 : 1 : 1.5 → 配偶者1.5/3.5 (配偶者は総相続分の3/7) 1億円に対して43百万円</p> <p>例) 子供三人と配偶者 1 : 1 : 1 : 1.5 → 配偶者1.5/4.5 (配偶者は総相続分の3/9=1/3) 1億円に対して33百万円 (約1千万円少なくなる)</p>	<p>◆被相続人の子 ◆配偶者は総相続分の1/2</p> <p>☆配偶者は常に1/2確保される 1億円に対して常に50百万円</p> <p>*これを知らずに分割協議の説明をするのは危険</p>



法定相続分② 配偶者がいれば**兄弟姉妹は相続権なし**

法定相続分	韓国 民法	日本 民法
② 直系尊属 と配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ◆被相続人の直系尊属(父母や祖父母) ◆配偶者は直系尊属の5割増 	<ul style="list-style-type: none"> ◆被相続人の直系尊属 ◆配偶者が2/3:直系尊属は1/3
③ 兄弟姉妹 と配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者もない時、被相続人の兄弟姉妹 ◆配偶者がいれば配偶者が単独相続する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者と相続人の兄弟姉妹 ◆配偶者が3/4兄弟姉妹が1/4 (半血兄弟は全血兄弟の半分)
④ 4親等以 内の傍系 血族	<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者兄弟姉妹もない時、被相続人の4親等以内の傍系血族(叔父叔母、甥姪、いとこ等) ◆配偶者がいれば配偶者が単独相続する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆法定相続人不存在: 家庭裁判所認可の特別縁故者 又は国庫
⑤ 親族以外	<ul style="list-style-type: none"> ◆法定相続人不存在の場合 家庭裁判所認可の被相続人と生計を同じくしていた者、療養看護をした者、特別縁故者、又は国庫 	



遺留分 韓国は法定相続分基準の1/2等

	韓国 民法	日本 民法
遺留分	<p>遺留分の割合は法定相続分を基準</p> <p>◆遺留分の権利者と遺留分</p> <p>①被相続人の直系卑属は法定相続分の2分の1</p> <p>②被相続人の配偶者は法定相続分の2分の1</p> <p>③被相続人の直系尊属は法定相続分の3分の1</p> <p>④被相続人の兄弟姉妹は法定相続分の3分の1</p>	<p>全相続財産価額を基準</p> <p>■ 被相続人の配偶者と子： 被相続人の財産の2分の1に対する法定相続分</p> <p>■ 被相続人の配偶者と直系尊属： 被相続人の財産の2分の1に対する法定相続分</p> <p>■ 相続人の直系尊属のみ： 被相続人の財産の3分の1</p> <p>■ 被相続人の兄弟姉妹には遺留分はない</p>

◆ 遺留分の請求方法：相続の開始と返還しなければならない贈与又は遺贈を知った時から1年以内に内容証明等で相手方に意思表示する(除訴期間：10年)



・相続放棄 👉 日本の家庭裁判所手続きで可能
・子供が全員放棄した場合の注意 👉 孫が相続

- ◆ 大韓民国の相続放棄について、相続人が相続放棄をするには、相続開始のあったことを知った日から3カ月内に、家庭裁判所に放棄の申告(届出)をしなければならない。しかし、相続財産の所在国に国際裁判管轄が認められる。
- ◆ 放棄した者は相続開始の時から相続人でなくなる ⇒ 代襲相続もない。
- ◆ 在日韓国人は遺産や被相続人の最後の住所、相続人の住所が日本にある場合には、日本の家庭裁判所で、相続開始があったことを知った日から3カ月内であれば相続放棄の申述は日本の家庭裁判所で申請することが可能。
- ◆ 但し、韓国財産には効力は及ばないから、韓国に財産や債務が存在する場合は韓国ソウル家庭法院で放棄手続きをしなければならない。
- ◆ 子供が全員相続放棄すると孫が相続人になる。(直系卑属として相続人の範囲だから)相続範囲が広いので延々と続く。



北朝鮮帰国者が相続人になっている場合

①手紙が到達する場合

- 朝鮮民主主義人民共和国の**人民委員会発行の印鑑証明書と居住証明書**、同意押捺した遺産分割協議書、委任状を送ってもらう。(不動産は相続させない。本人が死亡した場合、北朝鮮で相続人が発生して複雑になるから。)

②音信がしばらく続いていたが、現在音信不通の場合

- 朝総連を通じて、現在の居所、死亡の有無の調査、家族関係の証明書入手を依頼する。相当の費用を覚悟する。
 - **日本の地方裁判所で①失踪宣告②不在者財産管理制度**を利用する。韓国の家族関係登録簿(戸籍)にも失踪宣告を載せる必要がある場合は、韓国の家庭法院でも手続が必要。(弁護士に任せる。)
- 音信があったのに失踪宣告で死亡扱いにすると、日朝国交回復の時に離散家族として日本に来て問題が発生する。



遺言書作成時の注意事項

- ① 遺言の成立、効力は遺言者の本国法による。
- ② 遺言の方式は日本方式にするのが無難。
- ③ 韓国に財産があるなら公正証書遺言にする。
- ④ 遺言書に相続の準拠法(日本法)を明記する。
韓国にも財産があるなら「日本における財産に関しては日本法を適用する」として置く(韓国の銀行等は日本法を知らないから)
- ⑤ 遺言執行人を必ず指名しておく。

< 自筆遺言作成のルール >

- 1、遺言はすべて手書き(間違えたら書き直す)
- 2、書き終わった日の日付を書く
- 3、遺言する人の名前と住所(韓国では必要)を書く
- 4、印を押す



- 在日韓国人の遺言の成立や意思表示の効力は韓国法
- 方式は日本法も適用できる

韓国国際私法第50条(遺言)

- ① 遺言は、遺言当時の遺言者の本国法による。
- ② 遺言の変更又は撤回は、その当時の遺言者の本国法による。
- ③ 遺言の方式は、次の各号のいずれかの法による。
 1. 遺言者が遺言当時又は死亡当時に国籍を有する国家の法
 2. 遺言者の遺言当時又は死亡当時の常居所地方裁判所
 3. 遺言当時の行為地法
 4. 不動産に関する遺言の方式に対しては、その不動産の所在地法
- ④ 「遺言で、相続準拠法を指定することができる」(第49条2項)

※遺言は満17歳に達しない者は遺言することができない(日本は満15歳)

※韓国の成人年齢は満19歳



日韓両方の方式で遺言できるが、日本式にするのが無難

- 韓国遺言方式:

①自筆証書 ②録音 ③公正証書 ④秘密証書 ⑤口授証書の5種類

※録音による遺言: 録音(ビデオもOK)による遺言は、遺言者が遺言の録音、その姓名と年月日を口述して、これに参加した証人が遺言の正確である旨とその姓名を口述しなければならない。

- 韓国では共同遺言もOK

(日本は無効 ⇒ 夫婦が別紙で単独でしなければならない)

- 韓国式自筆遺言 ⇒ 住所も自筆する必要がある。(日本は住所不要)

- 韓国にも財産がある場合必ず公正証書遺言にすること。できれば韓国でも公正証書遺言を作成する。

- よく知らない韓国法よりも馴染みのある日本法を指定しましょう。
「日本における財産に関しては日本法を適用する」



日本式遺言書作成時に「私の日本財産の相続は日本法を適用する」と明記しておく

- 日本式の方式の遺言もOKだが、相続全般は韓国法が適用されるから。
- 遺言書に、「私の日本財産の相続手続については日本法を適用する」旨の文言を入れる。
- ◆ 文言を入れない場合(韓国法が適用される)
 - 廃除できない ⇨ 韓国にはこの制度はない
廃除とは:相続権を持つ人間に著しい非行の事実がある場合に、家庭裁判所に「推定相続人廃除調停申立て」をすることにより推定相続人の持っている遺留分を含む相続権を剥奪する制度
 - 遺贈が実行されにくい ⇨ 遺言執行者の指定がないと相続人=家族が自動的になる。家庭裁判所で選任することができず、遺贈が難しくなる
 - 相続権が兄弟姉妹にもある場合兄弟姉妹も遺留分が請求できる。
(日本は兄弟姉妹に遺留分はない)
 - 代襲相続や承認・放棄等に日韓の相違で影響する。



遺言書作成時に「遺言執行人」は必ず指名しておかないと遺言が実行されない恐れがある

- ① 遺言書作成受任時、法定相続人以外の者に対する遺贈がある場合や遺留分侵害遺言の場合必ず「遺言執行人」を必ず指定して作成すること。
- ② 日本では遺言執行人をあらかじめ決めておかなかった場合、利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を決定する。
- ③ 韓国家庭法院で遺言執行者が選任されるのは、相続人がいない時。
- ④ 韓国では、遺言執行人をあらかじめ決めておかなかった場合、**家族等の相続人が遺言執行者**となる。



子の認知や特殊関係人(愛人等)にマンションを遺贈する等の遺言を残しても相続人＝遺言執行者でもある正妻やその子供たちが素直に名義変更登記に協力してくれることが期待できない恐れがある。



韓国に財産があるとき

☞ 公正証書遺言を用意する

- 日本の公正証書遺言は韓国でも有効。念のため韓国語の弁護士意見書を添付する。「日本法を適用すると」とした場合は、日本の相続法の韓国語訳も添付すること。
(日本の公正証書遺言を見たこともない韓国の銀行員や登記官は処理に困るから)
- 確実に期すならば韓国でも公正証書遺言を作成する。
- 自筆遺言書は韓国でも家庭法院の検認が求められる。韓国法に基づく韓国語での遺言の書き方を知っていなければならないし、相続人全員が日本にいる場合はお勧めできない。



公正証書遺言も日本外務省のアポスティーユを受けて、韓国語に翻訳した書類に韓国領事館の公証を受けて有効となる。



「先祖の土地探し」制度を利用して不動産を探す

- ◆ 1999年から韓国の自治行政部地籍電算網を利用して「先祖の土地探し」制度ができています。祖先の住民登録番号がわかれば簡単に電算情報で不動産を探すことができる制度です。
- ◆ 在日は、住民登録番号がありませんが、先祖の名前で照会できます。先祖の名義で土地があると推定される特別市・広域市・道庁地籍部署に本人および相続人が直接訪問して、閲覧請求書を提出すれば直ちに照会することができます。他の者へ委任することも可能です。
- ◆ 申請手続で必要な書類
 - ①先祖様の除籍謄本(土地所有者が2007年12月31日以前に死亡して直系尊卑属が申請する場合)
または、家族関係証明書および基本証明書(土地所有者が2008年1月1日以後に死亡して直系尊卑属が申請する場合)
 - ②土地所有者本人または死亡者の相続権利者(申請者)のパスポート
或は外国人登録証等の身分証証明書
 - ③個人申請者用地籍電算資料利用申込書を提出
(市・郡・区庁地籍業務部署に備置)



韓国不動産の相続＝名義変更の方法

<名義変更の必要書類>

- 1、被相続人の死亡が記載された基本証明書と家族関係証明書、除籍謄本
- 2、韓国語版遺産分割協議書(全相続人が署名)原本
- 3、全相続人の日本の印鑑証明書、日本の住民票とその翻訳文
- 4、相続人のPassportと身分証明書、日本の住民票或いは在外国民登録謄本(領事館発行)
- 5、帰化相続人の場合、韓国の除籍謄本、日本の戸籍謄本全部とその翻訳文
- 6、外国人登録原票の写しとその翻訳文(戸籍の状況によって必要)
- 7、**不動産登記用登録番号の申請**
韓国国籍で、日本特別永住権者(韓国内に住民登録番号のない人)が初めて不動産登記用登録番号を付与してもらうには韓国内裁判所(物件管轄登記所)や出入国管理局に申請する。
必要書類は申請書(所定の様式)、旅券、在外国民登録謄本(領事館発行)。当日付与してもらえる。



金融監督院の相続人金融取引調査サービス

◆ 調査内容の範囲

被相続人の取引金融機関名及びその預金、貸出、保証、証券口座、保険契約、クレジットカード及び家計当座取引の有無の確認

注) 調査できる内容は口座の有無だけである。預金残額とか詳細内容は、自身で個別に直接該当金融会社を訪問して調査する必要がある。

◆ 窓口：金融監督院本・支院・出張所および銀行・郵便局等の受付代行機関

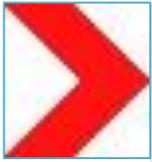
◆ 必要書類

◇2007年12月31日以前死亡者：・除籍謄本、相続人身分証

◇2008年1月1日以後死亡者

- ・死亡者の死亡事実(死亡日時包含)が記載された基本証明書または死亡診断書原本
- ・正当な相続人与否確認のため家族関係証明書(必要時 除籍謄本)
- ・相続人身分証

できれば日本の外国人登録等で家族関係を証明できるもの
日本に帰化していた場合日本の戸籍謄本



韓国内預金の相続による名義変更必要書類等

韓国では日本語を読める人が少ない。日本の公的書類の真正を確認できない。

【必要書類】 ⇨ 日本語の書類は必ず韓国訳が必要

- ・被相続人の死亡が記載された基本証明書と家族関係証明書又は死亡確認除籍謄本
- ・相続人の家族関係証明書
- ・相続人中 帰化者がいる場合、帰化者の韓国の除籍謄本、日本の戸籍謄本
- ・全相続人の日本の印鑑証明書、住民票

(日本官公庁発行書類はすべて日本外務省アポスティーユ認証とその韓国語訳本に対する韓国領事館の公証が必要)

- ・相続人関係図
- ・韓国語版**代表相続人選任書**(全財産を持ち帰るには永住権者か日本国籍保持者にする)
(これで相続人全員が韓国に行く必要がなくなる。しかし、勝手に処分される恐れもある)
- ・代表相続人(在留資格が永住者又は特別永住者又は日本国籍保持者であること)の身分証写本 (Passportと運転免許証or外国人登録証or特別永住者証明書)
- ・韓国預金関連の遺産分割協議書原本(領事館公証附翻訳文)又は公正証書遺言書謄本(日本外務省アポスティーユ認証と領事館公証附翻訳文)
- ・個人情報関連同意書(韓国語)⇨韓国で記載しても良い
- ・預金名義変更後の使用印鑑



韓国内相続財産の日本搬入手続

以下の条件の履行と手続をしないと全額を日本への搬入することはできない。

- ◆ 銀行での相続手続完了後、**韓国税務署で預金等資金出処確認書**を発行してもらう。(相続税納付が条件)
- ◆ 不動産も基本的な必要書類は上記と同様であるが、売却した場合、韓国不動産登記簿謄本を提示して、**税務署の不動産売却資金確認書**を発行してもらう。(相続税、売却に関する税納付が条件)
- ◆ 相続人が**日本での永住資格又は日本国籍を取得していること**。
(そうでないと日本への全額送金はやむを得ない)
- ◆ 韓国の銀行で指定取引外国為替銀行を登録、日本内送金銀行指定
(自分名義宛てにしか送金できない)
- ◆ 現金持出しは一人 1渡航 1万ドル、それを超えると外為法違反と麻薬資金・犯罪資金等マネーロンダリング嫌疑で没収される恐れがある。



在日韓国人の日本国内不動産相続登記必要書類

【必要書類】(遺産分割協議をする場合)

- 被相続人の出生時から記載のあるすべての除籍謄本と日本語訳本
- 被相続人の基本・家族・婚姻・入養・親養子の5種類証明書と日本語訳本
- 被相続人の住民票
- 被相続人の閉鎖外国人登録原票(登記簿上の住所からのつながりがつかない時)
- 相続人が韓国籍の場合は、基本証明書と家族関係証明書
- 相続人が日本国籍の場合は、日本の戸籍謄本・全部事項証明書
- 帰化者が相続人の場合は、帰化時点の日本の戸籍謄本・全部事項証明書
- 相続して不動産の名義人となる相続人の住民票
- 相続不動産の固定資産評価証明書
- 遺産分割協議書(実印押印)
- 全員の印鑑証明書
- (遺産分割協議ができず法定相続分とおりの相続の時は不要)
- 相続関係図
- 不動産の登記済権利証書または登記識別情報

※家族関係証明書に載っていない人が推定相続人として存在する場合⇒相続人全員の同意上申書添付

- 被相続人の日本法務省の閉鎖外国登録原票の写し(住所移転の経歴、家族事項も含むすべて事項)
- 推定相続人の日本法務省の閉鎖外国登録原票の写し
- 戸籍に欠落している推定相続人の出生届受理証明書

ご清聴ありがとうございました。

参考

- Q&A新・韓国家族法(日本加除出版)
- 第3版「在日」の家族法Q\$A(日本評論社)
- 国際私法(有斐閣)
- <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/9133/> 韓国WEB六法(日本語版)
- <http://law.go.kr/unSc.do?menuId=7> 国家法律情報センター(韓国語版 過去の改正を包含)
- <http://glaw.scourt.go.kr/wsjo/intesrch/sjo022.do> 総合法律情報(韓国語版 判例等)
- <http://law.e-gov.go.jp/> 法令データベース(日本の法律等)

在日総合サポート行政書士事務所
韓国戸籍翻訳センター
行政書士 鄭相憲 (チョン サンホン)

〒542-0076

大阪市中央区難波2-3-11 ナンバ八千代ビル2階D号室

TEL: 06-6211-8321 FAX: 06-6211-8322

honyaku@live.jp

URL: <http://www.japankorea.jp/>

在日総合サポート行政書士事務所

行政書士 鄭 相憲 (チョン サンホン)

学歴等

- 大阪市生野区出身 在日韓国人2世(特別永住者)
- 明治大学法学部法律学科卒業 韓国社会文化研究会出身

職歴等

- 1979年韓国外換銀行(本社ソウル)入社
- 在日韓国人の韓国内資産運用等担当、済州支店派遣(在日の韓国資産管理)
- 2011年2月韓国外換銀行早期退職(32年間勤務)
- 2012年9月行政書士登録
- 『在日総合サポート行政書士事務所』と『韓国戸籍翻訳センター』を併設
- 全国相続協会相続支援センター「大阪在日韓国人相続相談室」開設
- 2015年11月みんだん生活相談センター大阪の専門相談委員に就任

主業務

- 在日韓国人の遺言・相続業務
- 在日韓国人の韓国内相続財産調査及び相続手続代行
- 在日韓国人の帰化申請等国際業務
- 韓国家族関係証明書翻訳1ページ千円、除籍謄本1ページ2千円

事務所案内

“在日に役立つNo.1の行政書士事務所”を目指しています
在日総合サポート行政書士事務所
〒542-0076大阪市中央区難波2-3-11 ナンバ八千代ビル2階D号室
TEL: 06-6211-8321 FAX: 06-6211-8322
info@japankorea.jp URL: <http://www.japankorea.jp/>